

立木公売公告 (第1回)

【資格付一般競争入札】

1. 入札受付及び開札日時 令和4年5月26日(木)
受付 10時30分～11時00分
入札 11時00分締切・即時開札
2. 入札受付及び開札場所 山形森林管理署 会議室
3. 現地案内
ア. 日 時 令和4年5月17日(火) 10時00分
イ. 集合場所 下小屋橋手前集合(山形県村山市大字山ノ内地内 升沢林道起点)
(2～6号物件は、再公売物件のため現地案内を省略します。)
4. 公売物件
(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、物件番号、搬出期間は、別紙公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
(1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により、令和4年5月25日(水)17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおりです。
郵便番号 991-0053
住 所 山形県寒河江市元町1丁目17番2号
宛 名 山形森林管理署長
入札書在中(朱書きで記載)
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約締結期限 令和4年6月1日までとします。
7. 代金納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。
8. 代金の延納
(1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。

- (2) 延納利息は、法令の定めにより0.59%とします。
- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

特約条項、特記事項（共通）及び公売物件明細書のとおり。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧の上、入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載していますが、その他、不明な点があれば以下の担当へお問い合わせください。

山形県寒河江市元町1丁目17番2号

山形森林管理署 業務グループ 森林整備官（経営・資源活用担当）

問い合わせ先 TEL 0237-86-3161 050-3160-5850（IP電話）

令和4年5月10日

分任契約担当官

山形森林管理署長 益田 健太

事業者の皆様へのお知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（下記URL）をご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)

入札条件

1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から一般競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ参加できません。

2. 参加資格の確認

(1) 入札参加者は、一般競争参加資格決定通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。

(2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。

(3) 入札参加者（代理人含む）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公告物件の熟覧

公告物件については、別紙公売物件明細書に記載のとおりであり、入札参加者は、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

5. 入札方法

(1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。

(3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。

また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札者の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。

ただし、同金額の最高入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。この場合、当該入札者のうち出席しない者及びくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

7. 再度入札

落札価格となるべき入札のないときは、直ちに入札締切時刻を示し、再度入札を行うことがあります。

8. 入札保証金

入札保証金は免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

9. 契約保証金

契約保証金は免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

10. 入札の無効

- (1) 競争参加不適格者が入札した場合。
- (2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合。
- (3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、入札番号、入札金額、入札者名を確認できない場合。
- (4) 競争参加資格者本人の署名又は委任者の押印がない場合。
- (5) 単価を記載し入札した場合。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印がない場合。
- (7) 入札金額を訂正し入札した場合。
- (8) 郵便入札の場合で入札書が定められた日時までに指定場所まで到達しなかった場合。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保も含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がない又は納付金額に不足がある場合。ただし、入札金額の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札において、同一人が2通以上なした入札及び入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした場合。
- (11) その他入札条件に違反した入札書で入札した場合。（入札公告に記載された条件。）

11. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

12. 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付で配付しているものを使用してください。

13. 入札金額は、消費税を除いた金額としてください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

14. 落札及び契約書の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15. 契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算した契約額が対象となります。

